

平成28年度 第3回庁議要旨

日時：平成28年5月9日（月）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 （仮称）石巻市夜間急患センターの開設について（健康部）

東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市夜間急患センターは、石巻赤十字病院敷地内に再建中であり、平成28年12月の開設を予定している。

入院や手術を伴わない夜間等の急病等の患者に対する応急的な診療を行い、住民に救急医療における安全と安心を提供する。

(1) 主な内容

（仮称）石巻市夜間急患センターについて、新たに条例を制定し本施設の適正運営に資する。

【条例の主な内容】

- ① 設置目的 夜間等における急病等の患者に対する応急的な診療を行うため。
- ② 施設名称 石巻市夜間急患センター
- ③ 設置場所 石巻市蛇田字西道下71番地
- ④ 職員 所長その他必要な職員を置く。
- ⑤ 事業 次に掲げる事業を行う。
 - (1) 診察
 - (2) 薬品及び医療材料の支給
 - (3) 処置、処理その他の治療
- ⑥ 診療科目
 - (1) 夜間 内科、外科及び小児科
 - (2) 休日 小児科

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日をいう。
- ⑦ その他 使用料、手数料及び減免・損害賠償の義務の規定
- ⑧ 施行期日 平成28年12月1日
- ⑨ 附則 石巻市診療所条例等関係条例の一部改正

※ 従来の石巻市夜間急患センターは、石巻市診療所条例の中に包含して規定

(2) 今後の予定

平成28年6月	市議会第2回定例会に石巻市夜間急患センター条例を提案
平成28年9月30日	石巻市夜間急患センター竣工予定
平成28年12月1日	条例施行、開設予定

2 公立保育所への指定管理制度の導入について（福祉部）

少子化や人口減少が進行しつつある一方で、保育利用の希望者は増え、保育需要の量的拡大とサービスの多様化が求められている。こうした社会情勢の変化を踏まえ、これまでの保育所の公立運営手法を見直し、民間活力を生かし、合理的・効率的に保育の提供を行っていくことが必要である。

民間事業者の活力と手法を生かし、多様化する保育ニーズに効果的・効率的に対応し、あわせて、保育サービスの向上を図ることを目的とし、公設保育所に指定管理制度を導入する。

(1) 主な内容

公立保育所の一部について、指定管理制度を導入することとし、必要な条例改正と例規の整備を行う。指定管理制度を導入する公立保育所は、まずは、東日本大震災で被災し、災害復旧事業で再建する（仮称）門脇・大街道保育所（予定定員60名）とし、平成29年4月の開園と同時に指定管理制度による保育所の管理運営を目指す。

なお、（仮称）門脇・大街道保育所での実施状況を踏まえ、今後の拡大可能性を検討する。

(2) 今後の予定

利用者にとっては、指定管理制度導入施設は認可保育所の設備及び運営の基準を充足するものであり、一般の認可保育所同様に、必要な保育サービスを楽しむことができるものである。

民間事業者（指定管理者）にとっては、建設に要する費用と時間、手間を掛けることなく事業を開始することができる利点がある。行政にとっては、市が設置する全保育所を現在と同様に運営していくことは、将来的に人的・財政的に困難となることから、民間活力を生かして保育サービスの提供を継続して行うことができる。

なお、（仮称）門脇・大街道保育所と同規模の保育所を、公立で運営した場合の運営費と民間で運営した場合の委託費は、概ね次のとおりである。（建設費、減価償却費は考慮していない。）

	年間の運営費・委託料	備考
① 公立保育所	78,000千円	・人件費は規模が類似する公立保育所の実績を基準に算定、人件費以外の経費は平成28年度予算査定額を基準に算定
② 認可保育所（私立）	69,473千円	・公定価格単価を用い、処遇改善加算率10%、定員に対する利用率100%、標準時間利用者率70%で試算
③ ②－①	▲8,527千円	

※条件の設定の仕方で、上記金額は上下する。

3 かわまち交流拠点整備事業における観光交流施設（生鮮マーケット）運営会社への出資について（産業部）

中心市街地の活性化によるまちなか商業のにぎわい創出や、地産地消の推進、地場産品の販路回復・拡大、石ノ森萬画館と連携した観光客の集客増加を図るため、基幹産業である農林水産業と深く結びついた「観光交流施設」の整備を目指す。昨年12月、観光交流施設の生鮮マーケット部分の施設整備・管理運営を行う民間会社「株式会社元気いしのまき」が設立された。

市が運営会社に対し出資することで、運営会社の活動を支援し、「かわまち交流拠点」の整備を推進する。

(1) 主な内容

※会社の増資募集計画

現在の資本金 10,000千円（民間25者による）

増資後の資本金（計画値） 30,000千円（既存株主の追加出資、新規株主の出資による）

【市の出資額】100万円（資本金が3,000万円となった場合の市の出資比率3.33%）

→「出資比率3%以上」：帳簿閲覧権（会社法第433条）等の権利を有する。

※なお、出資額が資本金の25%未満であり、また市として経営に主導的な立場を確保しておらず、貸付や損失補償等の金融支援を行わないことから、本市「第三セクターに関する指針」に定める第三セクターには該当しない。

(2) 今後の予定

平成28年 6月 市議会第2回定例会に提案（出資）

平成28年 7月 出資金の払込み

※【参考】運営会社の取組

平成28年 6月 取締役会（増資割当の決定）

平成28年 7月 増資の登記申請

平成28年 9月 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画 認定申請・決定
地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）
交付申請・決定

平成28年10月 観光交流施設（生鮮マーケット）工事着工

平成28年度末 観光交流施設（生鮮マーケット）竣工

4 石巻市荒老人憩の家の廃止について（雄勝総合支所）

荒老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とした施設として昭和52年度に建設され、これまで主に荒地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する船越区（35世帯、平成16年9月17日：地縁団体認可済み）が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

平成27年9月の台風通過に伴う大雨により床下土砂流入、便槽土砂流入、敷地洗堀等の被害があり、今後使用するには危険なことから廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市荒老人憩の家の解体

【施設概要】

施設の位置 石巻市雄勝町船越字荒204番地

設置年月 昭和52年12月（築38年）

建物構造 木造瓦葺平屋建て 172.23㎡

施設内容 大（洋）広間（42帖）、大（和）広間（21帖）、洋室（5・5・6帖）3室、調理室、トイレ、物置

※参考 年間利用者数 延べ408人（平成27年度）

(2) 今後の予定

平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案

- ・石巻市老人憩の家条例の一部改正について

(石巻市荒老人憩の家の廃止・平成28年7月1日施行)

平成28年8月 石巻市荒老人憩の家解体工事着工

平成28年9月 解体工事完了

5 石巻市東学校給食センターの設置について（教育委員会）

東日本大震災により湊学校給食センター及び渡波学校給食センターが被災し使用不能となり、暫定的な代替施設として、東松島市から施設（旧矢本学校給食センター）の無償譲渡を受け石巻西学校給食センターとして運営している。

石巻市東学校給食センターの設置により、児童生徒に安全で安心な、そして栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するため、被災した両施設を統合し、石巻市東学校給食センターとして新たに開設する。

(1) 主な内容

【東学校給食センターの概要】

① 位置 石巻市明神町一丁目18番27（住居表示については、現在調整中）

② 規模等

敷地面積：8,450 m²

構造・階層・整備面積：鉄骨造2階建、床面積3,341 m²

給食提供能力：7,000食/日

受配校・食数：小学校16校、中学校9校、供給食数はおよそ6,800食の予定。

特色：アレルギー食専用の調理室を用いて、食物アレルギー対応給食の提供を行う。このことにより、食物アレルギーの児童生徒も一緒に給食が食べられる共食を実施。また、災害時の炊き出し拠点としての機能も備える。

③ 運営方法

当面は直営で運営する予定である。

④ その他

東学校給食センターの開設に伴い、牡鹿学校給食センター及び石巻西学校給食センターは廃止する。

なお、石巻西学校給食センターは廃止後に解体し、東松島市から無償貸与されている土地を返還する。

(2) 今後の予定

平成28年5月 : 建設工事完了予定

平成28年5月～8月 : 備品・消耗品の搬入

平成28年6月 : 石巻市議会第2回定例会に「石巻市学校給食センター条例」の一部改正提案（平成28年8月1日施行）

平成28年7月～8月 : 開設準備及び試運転

平成28年8月 : 東学校給食センター開所
 牡鹿学校給食センター及び石巻西学校給食センター廃止
 平成28年8月(2学期): 給食提供開始
 平成29年1月(3学期): アレルギー対応給食提供開始

[報告事項]

1 寄附者への感謝状贈呈基準について(総務部)

本市に対し現金又は物品等の寄附があった場合は、寄附者に対する謝意の表し方として礼状を送付していたところであるが、平成20年から取り扱いを始めたふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」や東日本大震災の発災などにより高額な寄附が寄せられている現状である。

一定額以上の現金等の寄附者に対する謝意の表し方として、礼状に代え感謝状を贈呈する。

(1) 主な内容

一定額以上の現金又は物品等の寄附者に対し、礼状に代え感謝状を贈呈することにより謝意を表す。

① 贈呈基準

- ・100万円以上の現金又はこれに相当する物件若しくは物品(以下「物品等」という。)を市に寄附した者
- ・寄附のあった日から起算して過去1年間において、複数回にわたり寄附した現金又は物品等の合計額が100万円以上となった者
- ・市長が感謝状を贈呈することが適当と認めた者

② 贈呈の手続き

- ・寄附の収納等を行う担当課において市長の決裁を受け感謝状を贈呈する
- ・贈呈の時期は、贈呈者の決定後、随時に行うものとする。

《参考》

平成26年度における金額別の寄附内訳(物件又は物品の寄附を除く。)

	件数	金額(千円)	左のうち「ふるさと納税」	
			件数	金額(千円)
1円～10万円未満	17,373	200,949	17,111	196,444
10万円～100万未満	630	77,518	524	59,024
100万円～1,000万円未満	32	67,779	6	11,350
1,000万円～	4	190,000	1	50,000
合計	18,039	536,246	17,642	316,818

100万円以上の寄附年度別推移(物件又は物品の寄附を除く。)

	件数	金額(千円)	左のうち「ふるさと納税」	
			件数	金額(千円)
平成22年度	5	71,975	1	1,350
平成23年度	150	986,724	5	17,350
平成24年度	56	369,764	3	3,350
平成25年度	45	135,229	5	12,350
平成26年度	36	257,779	7	61,350

(2) 今後の予定

庁議後、庁内へグループウェアにより周知

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について（福祉部）

児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が定める基準に従い、又は参酌し、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとされている。

厚生労働大臣が定める基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が引用する「建築基準法施行令」第123条第3項が改正されることに伴い、市が条例で定めている基準についても、改正が必要となった。

建築基準法施行令の改正については、特別避難階段の構造等に関する規制の合理化を目的とするものである。

(1) 主な内容

建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴い、4階以上の階に保育室がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における特別避難階段（屋内階段）の構造に関する取扱いが、次のように変わる。

変更前：屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて、連絡すること。

変更後：屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。）を通じて連絡すること。

また、上記のほか、条文整理を行うものとする。

(2) 今後の予定

平成28年6月 市議会第2回定例会「石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を提案、公布の日から施行する。

[その他]

1 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の配布について（総務部）

原子力災害に備え、女川原子力発電所から5km圏内の牡鹿地域に住民登録のある方に安定ヨウ素剤を配布する旨を説明

以 上